

## JIS A 1132 新旧対比表（抜粋）

現行規格（JIS A 1132:2020）		旧規格（JIS A 1132:2014）		改正概要
箇条番号 及び題名	内容	箇条番号 及び題名	内容	
5 圧縮強度試験用供試体	<p>5.3.1 コンクリートの詰め方 コンクリートは、2層以上のほぼ等しい層に分けて詰める。各層の厚さは、160 mmを超えてはならない。</p> <p>5.3.2 詰め方の方法 詰め方の方法は、次による。</p> <p>a) 突き棒を用いる場合 各層は少なくとも1000 mm<sup>2</sup>に1回の割合で突くものとし、すぐ下の層まで突き棒が届くようにする。突いて材料の分離を生じるおそれのあるときは、分離を生じない程度に突き数を減らす。突き終わった後、型枠側面を木づち（槌）で軽くたたき等して、突き棒によってできた穴がなくなるようにする。</p> <p>b) 内部振動機を用いる場合 内部振動機は、コンクリート中に鉛直に挿入する。最下層を締め固める場合は、型枠底面から約20 mm上方の深さまで突き入れる。最下層以外を締め固める場合は、すぐ下の層に20 mm程度差し込むようにする。振動締めは、大きな気泡が出なくなり、大きな骨材の表面をモルタル層が薄く覆うまで続け、その後ゆっくりと引き抜く。振動機を抜き終わった後、型枠側面を木づち（槌）で軽くたたき等して、振動機によってできた穴がなくなるようにする。</p>	4 圧縮強度試験用供試体	<p>4.3.1 コンクリートの詰め方 コンクリートは、2層以上のほぼ等しい層に分けて詰める。各層の厚さは160 mmを超えてはならない。</p> <p>4.3.2 突き棒を用いる場合 各層は少なくとも1000 mm<sup>2</sup>に1回の割合で突くものとし、すぐ下の層まで突き棒が届くようにする。突いて材料の分離を生じるおそれのあるときは、分離を生じない程度に突き数を減らす。</p> <p>4.3.3 内部振動機を用いる場合 内部振動機はコンクリート中に鉛直に挿入する。最下層を締め固める場合は、型枠底面から約20 mm上方までの深さまで突き入れる。最下層以外を締め固める場合は、すぐ下の層に20 mm程度差し込むようにする。振動締めは、大きな気泡が出なくなり、大きな骨材の表面をモルタル層が薄く覆うまで続ける。その後、振動機によってできた穴を残さないようにゆっくりと引き抜く。</p>	突き棒、内部振動機によってできた穴をなくす手順を明確化。

	<p>5.5 供試体の形状及び寸法の許容差</p> <p>供試体の形状及び寸法の許容差は、次による。</p> <p>a) 供試体の寸法の許容差は、直径で0.5%以内、高さで5%以内とする。</p> <p>b) 供試体の載荷面の平面度<sup>3)</sup>は、直径の0.05%以内とする。ただし、JIS A 1108の附属書Aによる場合の上面は除く。</p> <p>c) 供試体の載荷面（上面）と底面との平行度<sup>4)</sup>は、1mm以内とする。</p> <p>d) 載荷面と母線との間の角度は、<math>90 \pm 0.5^\circ</math>とする。</p>		<p>4.5 供試体の形状寸法の許容差</p> <p>供試体の形状寸法の許容差は、次による。</p> <p>a) 供試体の寸法の許容差は、直径で0.5%以内、高さで5%以内とする。</p> <p>b) 供試体の載荷面の平面度は、直径の0.05%以内とする。ただし、JIS A 1108の附属書1による場合の上面は除く。</p> <p>c) 載荷面と母線との間の角度は、<math>90 \pm 0.5^\circ</math>とする。注記 精度の確認された型枠を用いて供試体を作る場合には、a)、b)及びc)に示した各項目の測定は省略してもよい。</p>	<p>平行度の規定を追加。</p>
<p>6 曲げ強度試験用供試体</p>	<p>6.3.2 詰め方の方法</p> <p>詰め方の方法は、次による。</p> <p>a) 突き棒を用いる場合 突き棒を用いて打ち込む場合は、5.3.2 a)に加えて、木づち（槌）で軽くたたく等する前に、金属製のへら又は類似の器具で型枠の側面及び端面に沿ってスペーディングを行う。</p> <p>b) 内部振動機を用いる場合 内部振動機を用いて打ち込む場合は、5.3.2 b)に加えて、木づち（槌）で軽くたたく等する前に、金属製のへら又は類似の器具で型枠の側面及び端面に沿ってスペーディングを行う。</p> <p>6.4 供試体の形状及び寸法の許容差</p> <p>供試体の形状及び寸法の許容差は、次による。</p>	<p>5 曲げ強度試験用供試体</p>	<p>5.3.2 突き棒を用いる場合</p> <p>突き棒を用いて打ち込む場合は、4.3.2による。</p> <p>5.3.3 内部振動機を用いる場合</p> <p>内部振動機を用いて打ち込む場合は、4.3.3による。</p> <p>5.4 供試体の形状寸法の許容差</p> <p>供試体の形状寸法の許容差は、次による。</p>	<p>突き棒、内部振動機によってできた穴をなくす手順を明確化。</p> <p>断面の幅の許容差を0.5%から1.0%に改正。</p>

	<p>a) 供試体の寸法の許容差は、幅<sup>6)</sup>で1%以内、高さ<sup>6)</sup>で2%以内、長さで5%以内とする。</p> <p>b) 供試体の載荷線及び支持線に当たる箇所の直線度<sup>7)</sup>は、幅の±0.1%以内とする。</p> <p>c) 供試体の側面と底面との間の角度<sup>8)</sup>は、<math>90 \pm 0.5^\circ</math>とする。</p>		<p>a) 供試体の寸法の許容差は、断面の幅<sup>4)</sup>で0.5%以内、断面の高さ<sup>4)</sup>で2%以内、長さで5%以内とする。</p> <p>b) 供試体の載荷面の平面度は、断面の一边の長さの0.05%以内とする。</p> <p>c) 供試体の側面<sup>5)</sup>と底面<sup>5)</sup>との間の角度は、<math>90 \pm 0.5^\circ</math>とする。</p>	<p>載荷面の平面度測定は、載荷線及び支持線の直線度を幅の±0.1%以内に改正。</p>														
7 割裂引張強度試験用供試体	<p>7.1 供試体の寸法</p> <p>供試体は円柱形で、その寸法は表1による。</p> <p style="text-align: center;">表1-割裂引張強度試験用供試体の寸法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">直径</td> <td>粗骨材の最大寸法の4倍以上かつ100 mm以上<sup>a)</sup></td> </tr> <tr> <td>長さ<sup>b)</sup></td> <td>直径から直径の2倍までの範囲</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注 a) 粗骨材最大寸法が40mmの場合、直径を150 mmとしてもよい。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">b) 供試体の長さは、試験機の加圧板の長さを考慮して決めるのがよい。</td> </tr> </table>	直径	粗骨材の最大寸法の4倍以上かつ100 mm以上 <sup>a)</sup>	長さ <sup>b)</sup>	直径から直径の2倍までの範囲	注 a) 粗骨材最大寸法が40mmの場合、直径を150 mmとしてもよい。		b) 供試体の長さは、試験機の加圧板の長さを考慮して決めるのがよい。		6 割裂引張強度試験のための供試体	<p>6.1 供試体の寸法</p> <p>供試体は円柱形で、その寸法は表1による。</p> <p style="text-align: center;">表1-割裂引張強度試験用供試体の寸法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">直径</td> <td>粗骨材の最大寸法の4倍以上かつ100 mm以上</td> </tr> <tr> <td>長さ<sup>a)</sup></td> <td>直径から直径の2倍までの範囲</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注 a) 供試体の長さは、試験機の加圧板の長さを考慮して決めるのがよい。</td> </tr> </table>	直径	粗骨材の最大寸法の4倍以上かつ100 mm以上	長さ <sup>a)</sup>	直径から直径の2倍までの範囲	注 a) 供試体の長さは、試験機の加圧板の長さを考慮して決めるのがよい。		<p>粗骨材最大寸法が40mmの場合、引張強度試験結果に及ぼす影響がないことを確認した上で直径150 mmの寸法でもよい旨を追記。</p>
直径	粗骨材の最大寸法の4倍以上かつ100 mm以上 <sup>a)</sup>																	
長さ <sup>b)</sup>	直径から直径の2倍までの範囲																	
注 a) 粗骨材最大寸法が40mmの場合、直径を150 mmとしてもよい。																		
b) 供試体の長さは、試験機の加圧板の長さを考慮して決めるのがよい。																		
直径	粗骨材の最大寸法の4倍以上かつ100 mm以上																	
長さ <sup>a)</sup>	直径から直径の2倍までの範囲																	
注 a) 供試体の長さは、試験機の加圧板の長さを考慮して決めるのがよい。																		